



第1章

計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1節 計画策定の趣旨

- 本県は、平成22年の国勢調査において、高齢化率が29.6%と全国一となり、その後も上昇を続け、平成29年には、県民の約3人に1人(35.6%)が65歳以上の高齢者となっています。
- 団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)には、65歳以上人口の割合が、全体の約4割(39.5%)に達すると推計されており、更に、要介護状態に陥りやすくなる75歳以上の後期高齢者の割合も、人口全体の23.0%、高齢者人口の58.3%を占めると見込まれています。
また、2025年(平成37年)の要支援・要介護認定者は約82,000人で、うち、中重度の要介護状態である要介護3以上の人は33,000人を超えると推計されています。
- 県では、平成24年度からスタートした「第5期介護保険事業支援計画・第6期老人福祉計画」において、地域包括ケアシステムの実現のための取組を開始し、平成27年度からは「第6期介護保険事業支援計画・第7期老人福祉計画」により、2025年(平成37年)を見据えた中長期的な視野に立った施策を展開してきました。
- 2018年度(平成30年度)からの「第7期介護保険事業支援計画・第8期老人福祉計画」においても、2025年(平成37年)までの将来推計や課題等を認識しながら、「誰もが生きがいを持って生活できる地域社会の実現」を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、各地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築やその深化に向け、様々な取組を加速度的に推進していきます。

2節 計画の位置づけ

1 計画策定の根拠

- この計画は、介護保険法および老人福祉法を根拠とする法定計画です。
 - ・介護保険法(第118条)に基づく「秋田県介護保険事業支援計画」
 - ・老人福祉法(第20条の9)に基づく「秋田県老人福祉計画」
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる社会の実現には、地域において、様々な保健・医療・福祉サービスが連携して提供される必要があります。
このため、介護保険事業支援計画と老人福祉計画は一体的に策定することとなっています。

■ また、介護保険事業支援計画においては、「医療計画」との整合性の確保を図る必要があるほか、「地域福祉計画」や「高齢者居住安定確保計画」など、要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和が保たれている必要があります。

■ 同様に、老人福祉計画においては、老人の福祉に関する事項を定める計画と調和が保たれている必要があります。

2 計画の性格

■ 本計画は、次のような性格を有しています。

(1) 介護保険対象者に限らず、全ての高齢者を対象とした、高齢者施策全般にわたる計画です。

(2) 市町村の介護保険事業計画が着実に実現できるよう支援していく計画となっています。

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができ、高齢者を含め、誰もが生きがいを持って生活できる地域社会の実現を目指す計画とします。

3節 計画期間

■ 計画期間は2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間です。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
計画の策定	第1期計画					第2期計画			第3期計画		第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	◆介護保険法施行					◆介護保険法改正					◆介護保険法改正					◆介護保険法改正						
	◆成年後見制度施行					◆高齢者虐待防止法施行					◆介護給付適正化計画実施					◆成年後見制度利用促進法施行						
法・制度関係	◆介護保険法施行					◆介護保険法改正					◆介護保険法改正					◆介護保険法改正						
	◆成年後見制度施行					◆高齢者虐待防止法施行					◆介護給付適正化計画実施					◆成年後見制度利用促進法施行						

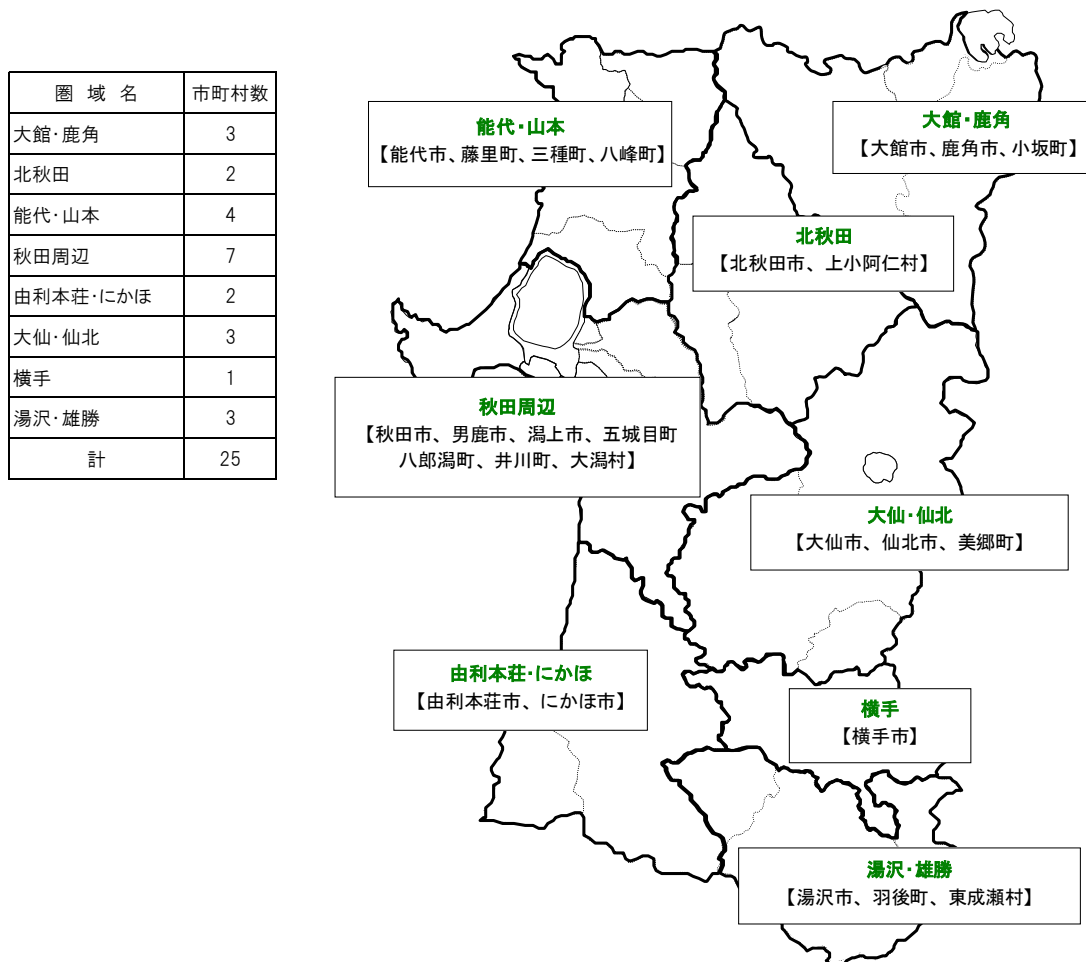
※ 計画期間は、第2期までは5年間(3年ごとに見直し)となっていたが、平成18年の介護保険法改正により、第3期以降は3年間になっている。

第1章 計画の基本的な考え方

4節 老人福祉圏域の設定

- 介護保険法及び老人福祉法上、県が定める区域ごとに、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みや老人福祉事業の目標量を定めることとなっているため、計画策定に当たり、老人福祉圏域を設定する必要があります。
- 高齢者の誰もが、どこでも、いつでも、必要な保健・医療・福祉サービスを受けられるためには、保健・医療・福祉資源を効率的、かつ、適正に配置し、相互の機能分担と連携を推進していくことが重要です。
- このため、本計画における老人福祉圏域は、「秋田県医療保健福祉計画」に定められている八つの二次医療圏（市町村の区域を越えた広域の調整を図る地域的単位）と一致したものとします。

老人福祉圏域



5節 計画の策定方法

- 本計画は、全ての高齢者を対象とした高齢者施策全般にわたる計画であり、医療、介護、福祉をはじめ、サービス提供事業者、保険者、学識経験者等といった幅広い分野の委員で構成された「秋田県高齢者対策協議会」及び、同協議会内の「高齢者介護部会」で審議し、意見や提言をいただいて策定しています。
- また、本計画における各年度のサービスの量の見込みや施設整備量等は、介護保険制度による市町村の独立性や、各市町村の地域の実情に応じた自主的・主体的な取組を尊重し、県内各市町村の計画に基づいて定めています。

6節 計画の構成

- 本計画は、全9章で構成されています。
- 構成は、高齢者に関する現状や将来見通し、介護保険サービスのこれまでの利用状況等を把握した上で、今後取り組まなければならない課題を抽出し、本計画での目標と、その目標毎の重点事項・各施策を定めるとともに、具体的な取組について記述しています。

□第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の性格、計画期間等、計画策定の基本的枠組みについて記載しています。

□第2章 高齢者の現状と将来推計

計画策定の前提となる、高齢者数、世帯数、要支援・要介護者数、認知症高齢者数の現状や将来推計を記載しています。

□第3章 介護保険サービスの利用状況

第6期における介護保険サービスの利用者数、給付費、各サービスの種類別利用状況を記載しています。

□第4章 計画の基本理念と基本目標

高齢者の現状と将来推計、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、この計画における基本理念と秋田県が目指す姿を具体的に掲げ、計画で取り組む5つの基本目標、基本政策および重点事項を記載しています。

□第5～9章 各目標・重点事項・施策

第4章で設定した5つの基本目標ごとに、「現状と課題」を明らかにし、可能な限り数値目標を掲げ「今後の取組」を記載しています。

MEMO